右

同 同

右

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.

政健

康

福

課祉

告

示

目

次

児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の障害児通所 障害者自立支援法による一般相談支援事業者の指定.......

害福

祉課)

:

同同

:

右

同

同法第十条第一

|項の規定による公告

文県

同

:

六 六

民

'生

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示.....

(防災消防課)

:

Ħ.

青森県指定金融機関等の指定の一部改正

(会計管理課)

: : : :

Ħ. 껃띡 (港湾空港課)

同

( 監

理 同

課

公

告

右

同

公有水面埋立ての免許. 公共測量の実施..... 支援事業の廃止の届出.

成

第三千六百

号

青森県告示第七百十九号

(火曜日) 十月九日

平成二十四年十月九日

一号の規定により告示する。

青森県知

事

Ξ

村

申

吾

次の指定介護機関から廃止した旨の届出があっ

たので、

する同法第五十条の二の規定により、 生活保護法 同法第五十五条の二第二 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用

和人社 会つが福 る社 三法 ビ石活特 ス福動定 祉法人営 ー 黒利 名 居 11 宅 介 称 字上恋塚一九弘前市大字三記 三丁目二一 所主 11 11 護 たる 事 在務所 業 五野 和 地の 者 の木 類事居 業 の 種護 介応認 護型知 通症 所対 介訪 護問 通所介護 訪問 介護 入浴 三援在 和セ宅 園ン介護 ター パークのき スおこのき 名 居 別問介護お 宅 きビ 称 介 ||三丁目二一元 字上恋塚一九弘前市大字三紀 所 護 事 在 業 五野 和 地 稲屋 所 の木 元**平** 成 六 三 " 喜 年廃 月 日止 **小**三

青森県告示第七百二十号

たので、 する同法第五十条の二の規定により、 生活保護法 同法第五十五条の二第二 (昭和二十五年法律第百四十四号) 一号の規定により告示する。 次の指定介護機関から廃止した旨の届出があっ 第五十四条の二第四項において準用

平成二十四年十月九日

青森県知

事 Ξ 村 申

吾

示

介

護

予

防 事 業 者

名

称

所 在 地

名

称

所

在

地

年廃 月 日止

類事介 業 の 種防

介

護 予

防

事

業

所

ビ石活特 ス福動定 祉法人 サー 黒利

三丁目二一五の黒石市追子野木

通所 介護 予防

スおこのき デイサービ

|三丁目二一五の

の木

一 ・成 ・ ご 三

介応認介 護型知護 通症予 所対防

パーク のき

11

訪介 問護 介護防

このき 設問介護お

11

## 平成二十四年十月九日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

人社の合	人社の会	名	指定	
ぞ福 み社 会法	ぞ福 み祉 会法	称	— 般	
イン (保字大山二二の) (保字大山二二の) (保字大山二二の) (保字大山二二の) (保字大山二二の) (保字大力) (保存大力) (保存	一(保字大山二三の)	所 在 地	相談支援事業者	
支地 援域 定 着	支地 援域 移 行	類支地 援域 の相 種談		
みンター のぞ を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	みン相 ター のぞ を せ	名称	事一般相談支	
一保字大山二二 八戸市大字+	一保字市大字+ 八字市大字+	所在	メ 業事業を行	
の久	の久	地	所う	
"	<b>등平</b> ∴成 一	年指 月 日定		

# 青森県告示第七百二十三号

があったので、同法第二十一条の五の二十四第二号の規定により公示する。 により、次の指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第二十一条の五の十九第二項の規定

## 平成二十四年十月九日

や高資 会社は	名称	指定障害児通	
一 字下河原一八の 八戸市大字湊町	所 在 地 ・ 地	通所支援事業者	
ビデ放 スイ課 サ ー 等	種所障 類支害 援児 の通		
■ 後や合 ビ等ぶ会 スイ放社 そサ課は	名称	事障害児通所	青森県知恵
一字八 下戸 河市	所	業技	<b>尹</b> 三
7原一 原一 八原 一 八原 の町	在地	事業 を行う	村
ラエリ 三平 ・成 ・ 成	年月	廃	申
亡	日止		吾

# 青森県告示第七百二十四号

ら園

量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第 測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、 測

# 青森県告示第七百二十一号

たので、 する同法第五十条の二の規定により、 生活保護法 同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用 次の指定介護機関から廃止した旨の届出があっ

## 平成二十四年十月九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

ビ石活特 ス福動定 社人人 サー 黒利	名称	居宅介
目二一五の一	所 在 地	護支援事業者
ビ石援居 石援事介護 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	名 称	居宅介
 	所 在 地	護支援事業所
<b>三平</b> ・成 ・ 三	年廃 月 日止	

# 青森県告示第七百二十二号

十第一項第一号の規定により公示する。 により、次のとおり一般相談支援事業を行う者を指定したので、 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第五十一条の十四第一項の規定 同法第五十一条の三

北津軽郡中泊町大字今泉 (十三湖)

三項の規定により公示する。

平成二十四年十月九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

測量の種類 青森河川国道事務所長

測量計画機関

公共測量 (3級水準測量)

Ξ

兀

測量の地域

測量の期間 平成二十四年八月二十九日から平成二十五年一月三十一日まで

つがる市富萢町 (十三湖 五所川原市十三~相内 (十三湖)

青森県告示第七百二十五号

四年九月二十八日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規 定により告示する 公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定により、 平成二十

平成二十四年十月九日

小湊港港湾管理者

青森県知事 村 申 吾

免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目一の一

2 代表者の住所及び氏名

青森県知事 三村 申吾 青森市長島一丁目一の

二 埋立区域

滝字間木九七、五六の三、五六の一、八〇及び三七の三の地先公有水面 東津軽郡平内町大字東滝字滝一〇九の二、一〇九の三及び六九の一並びに同東

の地点と ル) における公有水面と陸地との境界線、 の地点を結ぶ平成二十三年の秋分の日の満潮位(C・D・L+○・五三四メート 次の各地点のうち の地点を結んだ線により囲まれた区域 の地点から の地点までを順次に結んだ線、 の地点と の地点を結んだ線及び の地点と

安井埼灯台 (北緯四〇度五七分三九秒、東経一四〇度五八分五一秒)

の地点 から一六九度三六分二五秒 五三九・六〇メートルの地点

の地点 の地点 の地点から の地点から 一七二度〇二分二五秒 八二度〇二分二五秒 一六・七〇メートルの地点 九〇・七五メートルの地点

の地点 の地点 の地点から 二〇四度一四分一七秒 一四・七八メー トルの地点

の地点 の地点から の地点から 二四度二四分三九秒 二九四度二九分五五秒 九・九〇メートルの地点 一六・七五メートルの地点

の地点 の地点 の地点から の地点から 三五二度〇二分二五秒 二一・六一メートルの地点 七九度三七分〇二秒 一・三四メートルの地点

の地点 の地点 の地点から、二六二度五九分〇九秒 の地点から 三五二度〇二分二五秒 一・三四メートルの地点 五〇・七二メートルの地点

面積

3

一、六一三・六〇平方メートル

Ξ 埋立てに関する工事の施行区域

並びに同東滝字間木九七、五六の三、五六の一、八〇、三七の三、七八、七七の 二、三八の一、九三、三六、一〇九の一、一〇九の二、一〇九の三及び六九の一 の一、八〇、三七の三、七八、七七の一及び七七の地内並びに同東滝字滝三八の 及び七七の地先公有水面 東津軽郡平内町大字東滝字滝三八の二、三八の一、九三、三六、一〇九の一、 九の二、一〇九の三及び六九の一並びに同東滝字間木九七、五六の三、五六

次の各地点を順次に結んだ線及び⑦の地点とヌの地点とを結んだ線により囲ま

兀

れた区域

分の地点 安井埼灯台 (北緯四〇度五七分三九秒、東経一四〇度五八分五一秒) から一六九度二一分三〇秒 四八九・八四メートルの地点

∅の地点 回の地点 回の地点から ⑦の地点から 八二度〇〇分〇五秒 一七二度〇一分〇八秒 七六・三〇メートルの地点 一五八・一一メートルの地点

⑤の地点 ∅の地点から 二〇四度二四分三九秒 八〇・六九メートルの地点

①の地点 への地点 ①の地点から ⑤の地点から 二四度二四分三九秒 二九三度三二分五〇秒 五五・四三メートルの地点 九一・七六メートルの地点

チの地点 トの地点 への地点から の地点から 三五二度〇二分二五秒 七九度三七分〇二秒 一・三四メートルの地点 ニー・六ーメートルの地点

リの地点 の地点 リの地点から 二六二度五九分○九秒 チの地点から 三五二度〇二分二五秒 一・三四メートルの地点 五〇・七二メートルの地点

六、五一〇・五三平方メートル

面積

埠頭用地 埋立地の用途

青森県告示第七百二十六号

青

定により告示する 四年九月二十八日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規 公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定により、平成二十

平成二十四年十月九日

小湊港港湾管理者

青森県知事 Ξ 村 由 吾

免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

東津軽郡平内町大字小湊字小湊六三

代表者の住所及び氏名

2

東津軽郡平内町大字小湊字小湊六三

平内町長 船橋 茂久

### = 埋立区域

の地先公有水面 東津軽郡平内町大字東滝字滝一〇九の二並びに同東滝字間木八〇及び三七の三

### 2

る公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域 ぶ平成二十三年の秋分の日の満潮位 (C・D・L+○・五三四メートル) におけ のうち の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点を結 トル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域並びに次の各地点 次の各地点のうち の地点を結ぶ平成二十三年の秋分の日の満潮位 (C・D・L+○・五三四メー の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と

の地点 安井埼灯台 (北緯四〇度五七分三九秒、東経一四〇度五八分五一秒)

の地点 から一七〇度〇六分五四秒 五三九・六二メートルの地点 の地点から 八二度〇二分二五秒 四・七九メートルの地点

の地点 の地点 の地点から 二六二度五九分一〇秒 の地点から 一七二度〇二分二五秒 一三・四九メートルの地点 五・一七メートルの地点

の地点 安井埼灯台 (北緯四〇度五七分三九秒、東経一四〇度五八分五一秒)

の地点 の地点 から一七〇度 の地点から の地点から 一九分〇五秒 六〇四・〇八メートルの地点 七九度三七分〇二秒 四・七七メートルの地点

の地点 の地点から 二〇四度| 一七二度〇二分二五秒 |四分三九秒 ニー・六ーメートルの地点 九・九〇メートルの地点

の地点 の地点から 二九四度二四分三九秒 五・七八メートルの地点

3 面積

埋立てに関する工事の施行区域 二二九・七三平方メートル

 $\equiv$ 

並びに同東滝字間木九七、五六の三、五六の一、八〇、三七の三、七八、七七の 二、三八の一、九三、三六、一〇九の一、一〇九の二、一〇九の三及び六九の一 の一、八〇、三七の三、七八、七七の一及び七七の地内並びに同東滝字滝三八の 東津軽郡平内町大字東滝字滝三八の二、三八の一、九三、三六、一〇九の一、 九の二、一〇九の三及び六九の一並びに同東滝字間木九七、五六の三、五六

及び七七の地先公有水面

2

れた区域 次の各地点を順次に結んだ線及び⑦の地点とヌの地点とを結んだ線により囲ま

分の地点 安井埼灯台 (北緯四〇度五七分三九秒、東経一四〇度五八分五一秒) から一七一度〇九分三五秒 四八九・三八メートルの地点

回の地点 ⑦の地点から 八二度〇〇分〇五秒 一五・四〇メートルの地点

⑤の地点 ∅の地点 ○の地点から 回の地点から 八二度五九分〇九秒 一七二度〇二分二五秒 一・三四メートルの地点 六三・五〇メートルの地点

団の地点 への地点 ①の地点から ⑤の地点から 二五九度三七分〇二秒 一七二度〇二分二五秒 五〇・七二メートルの地点 一・三四メートルの地点

リの地点 チの地点 トの地点 チの地点から への地点から の地点から 二九三度三二分五〇秒 二〇四度二四分三九秒 一七二度〇二分二五秒 二一・六一メートルの地点 五九・六六メートルの地点 一五・四〇メートルの地点

ヌの地点 面積 リの地点から 二四度二四分三九秒 五五・四四メートルの地点

三、〇一二・八九平方メートル

兀

埠頭用地 埋立地の用途

青森県告示第七百二十七号

部を次のように改正する。 昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号 (青森県指定金融機関等の指定) <u>の</u>

平成二十四年十月九日

青森県知事

Ξ 村 申

吾

第二号の表中

青森県信用農業協同組合連合会 | 青森市東大野二丁目

青森市東大野二丁目

農林中央金庫青森支店

に改める。

を

公

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

平成二十四年十月九日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

特定役務の名称及び数量

青森県津波警報等収集伝達システム改修業務 — 式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部防災消防課

青森市長島一丁目一の一

契約の方法

Ξ

般競争入札

契約の相手方を決定した日

兀

平成二十四年九月十三日

契約の相手方の名称及び住所

五

日本無線株式会社

東京都三鷹市下連雀五丁目一の一

六 契約金額

四千六百七十二万五千円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手

方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十四年八月三日

規定による公告 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

により次のとおり公告する。 変更認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

平成二十四年十月九日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

申請のあった年月日

平成二十四年九月十一日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スポネット弘前

Ξ 代表者の氏名

戸 忠道

兀

弘前市 主たる事務所の所在地

五 定款に記載された目的

じた「まちづくりの推進」「子どもの健全育成」「スポーツ環境の整備に関する事 業」を推進し、いつでも、どこでも、だれでもが、楽しくスポーツできる場や環境 を築いていくことを目的とする。 この法人は、地域住民に対し、社会や行政と連携、 協働しながら、スポーツを通

規定による公告 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

により次のとおり公告する。 変更認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

平成二十四年十月九日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

申請のあった年月日

平成二十四年九月十三日

申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人十和田 L· ステージクリエート

代表者の氏名

Ξ

野崎 能成

主たる事務所の所在地

兀

五 定款に記載された目的 十和田市東四番町二の四〇

全育成と高齢者福祉の支援に関する事業を行い、以って地域における生活文化の創 この法人は、広く個人または団体との連携を図り、 芸術文化活動及び青少年の健

造及び社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

県号

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所·販売人)

毎週月・水・金曜日発行